

城陽市公報

城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総 務 課

目 次

条 例

- 城陽市税条例の一部を改正する条例……（税務課）…… 2
- 城陽市手数料条例の一部を改正する条例…（市民課）…… 1 3
- 城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……
……（消防総務課）…… 1 4
- 城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一
部を改正する条例……（経営管理課）…… 1 5
- 城陽市監査委員条例の一部を改正する条例……
……（監査委員事務局）…… 1 6
- 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例……（子育て支援課）…… 1 7
- 城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例……（都市政策課）…… 2 2

規 則

- 城陽市財務規則の一部を改正する規則……（財政課）…… 2 5
- 城陽市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則……
……（人事課）…… 2 6

告 示

- 令和 8 年度地籍調査事業の実施について……
……（東部丘陵整備課）…… 2 6
- 令和 8 年第 1 回農業委員会臨時総会の招集について……
……（農業委員会事務局）…… 2 6

訓 令 甲

- 城陽市自動車事故処理委員会設置規程の一部を改正する規程…
……（総務課）…… 2 7

公 告

- 農用地利用集積等促進計画の認可について……
……（農政課）…… 2 8

監 査 委 員

- 城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の一部を改正する要
綱…… 2 9
- 城陽市監査委員監査規程の一部を改正する規程…… 3 0

農 業 委 員 会

- 令和 8 年第 8 回農業委員会定例総会の招集について…… 3 1



城陽市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年（2026年）7月3日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第17号

城陽市税条例の一部を改正する条例

城陽市税条例（昭和39年城陽市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（寄附金税額控除） 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1	（寄附金税額控除） 第34条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1

項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であ

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規

るものに限る。）の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない

。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」

と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一のものについてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては、150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度(2010年度)から令和20年度(2038年度)までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年(2009年)から令和7年(2025年)までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける

と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度(2018年度)以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度(2010年度)から令和25年度(2043年度)までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年(2009年)から令和12年(2030年)までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける

市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度（1988年度）から令和11年度（2029年度）までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確

市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度（1988年度）から令和11年度（2029年度）までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確

定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金

額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規

定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるの
は「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1
項の規定による市民税の所得割の額」とする
—

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条及び第 7 条の 3 の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年(2027 年) 1 月 1 日
- (2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年(2027 年) 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定(「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。)、附則第 9 条の 2 並びに第 17 条の 2 第 2 項及び第 4 項の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年(2028 年) 1 月 1 日
- (4) 附則第 7 条の 4 の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の城陽市税条例(以下「新条例」という。)第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の城陽市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 3 の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年(2026 年) 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)

若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の城陽市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第五項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度（2027年度）以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度（2026年度）分までの固定資産税については、なお従前の例による。

〈揭示済み〉

城陽市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 8 年（2026年）7 月 3 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第 1 8 号

城陽市手数料条例の一部を改正する条例
城陽市手数料条例（平成 1 2 年城陽市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
附 則 この条例は、平成 1 2 年（2000年）4 月 1 日から施行する。	附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、平成 1 2 年（2000年）4 月 1 日から施行する。</u> <u>（多機能端末機による証明書等に係る交付の特例）</u> <u>2 令和 8 年（2026年）10 月 1 日から令和 9 年（2027年）3 月 3 1 日までの間、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用することにより交付の申請をする場合における別表第 1 の規定の適用については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項、戸籍の附票の写しの交付の項及び印鑑登録証明書の交付の項中「300 円」とあるのは「10 円」と、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付の項中「450 円」とあるのは「10 円」とする。</u>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年（2026年）7月3日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第19号

城陽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
城陽市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>315,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、<u>330,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の城陽市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年（2026年）4月1日以後に支給すべき事由の生じた城陽市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（内払）

3 この条例による改正前の城陽市消防団員等公務災害補償条例第18条又は同条例附則第6条の規定により支給された葬祭補償は、新条例第18条の規定による葬祭補償の内払とみなす。

（揭示済み）

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年（2026 年）7 月 3 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第 20 号

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

城陽市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年城陽市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により水道事業及び公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 千円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） <u>第 243 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により水道事業及び公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 50 千円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和 8 年（2026 年）9 月 24 日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和8年（2026年）7月3日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第21号

城陽市監査委員条例の一部を改正する条例
城陽市監査委員条例（昭和39年城陽市条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（監査） 第2条 略 第3条 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第75条第1項の監査の請求があつたとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があつたとき、又は<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の求めがあつたときは、60日以内に監査しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	（監査） 第2条 略 第3条 監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第75条第1項の監査の請求があつたとき、法第199条第6項若しくは第7項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があつたとき、又は<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の求めがあつたときは、60日以内に監査しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

附 則
この条例は、令和8年（2026年）9月24日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年（2026 年）7 月 3 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第 22 号

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年城陽市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(職員) 第 29 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第 29 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「 <u>看護師等</u> 」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「<u>特定理学療法士等</u>」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士</u>

(職員)

第31条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第31条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 4 2 条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 4 5 条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

第 4 2 条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 4 5 条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事

附 則 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条～第8条 略 第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第42条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、保育士の数（<u>前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第42条第2項により算定されるものをいう。</u>）の3分の2以上、置かなければならない。	<u>業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 附 則 (小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 第6条～第8条 略 第9条 前2条の規定を適用する場合には、保育士（<u>認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第42条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>
---	---

(城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年城陽市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(経過措置) 第2条 保育士及び保育従事者（城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項に規定する保育従事者をいう。）の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第42	(経過措置) 第2条 保育士及び保育従事者（城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項に規定する保育従事者をいう。<u>この条及び次条において同じ。</u>）の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年（2028年）3月</u>

条第2項及び第45条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

31日までの間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

第3条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第29条第2項、第31条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年（2026年）7月3日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市条例第23号

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年城陽市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

現 行							改 正 後								
別表第 1 （第 2 条関係）							別表第 1 （第 2 条関係）								
地区整備計画		区域					地区整備計画		区域						
区域の名称							区域の名称								
略							略								
							寺田築留地区 地区整備計画 区域								
							都市計画法第 2 0 条第 1 項の 規定に基づき告示された宇治 都市計画寺田築留地区地区計 画の区域のうち、地区整備計 画が定められた区域								
別表第 2 （第 3 条―第 7 条関係）							別表第 2 （第 3 条―第 7 条関係）								
地 区 整 備 計 画 区 域 の 名 称	計 画 区 域 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	地 区 整 備 計 画 区 域 の 名 称	計 画 区 域 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築してはな らない建築物	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	建築物の 高さの制 限	容 積 率	建 蔽 率			建築してはな らない建築物	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	建築物の 高さの制 限	容 積 率	建 蔽 率
略							略								
								寺 田 築 留 地区		次に掲げる 建築物以外の 建築物	1 2 0	1 0 m	(1) 建築 物の各 部分の	1 0 分	1 0 分

	留 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域	(1) 住宅 (2) 住宅で建 築基準法施 行令第 1 3 0 条の 3 第 1 号から第 3 号まで又 は第 6 号に 定めるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出 所、公衆電 話所その他 これらに類 する建築基 準法施行令 第 1 3 0 条 の 4 に定め る公益上必 要な建築物 (5) 前各号に 掲げる建築 物に附属す るもの（建 築基準法施 行令第 1 3 0 条の 5 に 定めるもの を除く。）	m ²	高さに ついて は、寺 田築留 地区地 区整備 計画区 域を第 1 種低 層住居 専用地 域とみ なして 、法第 5 6 条 及び別 表第 3 の規定 を適用 し、都 市計画 法第 1 9 条第 1 項の 規定に より本 市が決 定した 都市計 画にお ける第 1 種高 度地区 に係る 部分に 適合す るもの とする 。 (2) 日影	の 8	の 5
--	---	---	----------------	---	--------	--------

						による中高層の建築物の高さについては、寺田築留地区地区整備計画区域を第１種低層住居専用地域とみなして、法第５６条の２及び別表第４並びに建築基準法施行条例第１９条の２及び別表の規定を適用する。		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈揭示済み〉



規



則

城陽市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 (2026 年) 7 月 3 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第 29 号

城陽市財務規則の一部を改正する規則

城陽市財務規則 (昭和 51 年城陽市規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(違反行為又は怠った行為の届出) 第 156 条 支出命令権者は、出納機関若しくは契約権者又は第 3 項各号に掲げる職員が、<u>法第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号</u>に掲げる行為について法令に違反して当該行為をしたこと又は当該行為を怠ったことにより市に損害を与えたときは、次に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、出納機関 (会計管理者を除く。) 又は第 3 項各号 (第 2 号を除く。) に掲げる職員が与えた損害に係る届出については、会計管理者又は契約権者を經由しなければならない。 (1)～(3) 略 2 略 3 <u>法第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号</u>に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で指定するものは、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。 (1)～(5) 略	(違反行為又は怠った行為の届出) 第 156 条 支出命令権者は、出納機関若しくは契約権者又は第 3 項各号に掲げる職員が、<u>法第 243 条の 2 の 9 第 1 項各号</u>に掲げる行為について法令に違反して当該行為をしたこと又は当該行為を怠ったことにより市に損害を与えたときは、次に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、出納機関 (会計管理者を除く。) 又は第 3 項各号 (第 2 号を除く。) に掲げる職員が与えた損害に係る届出については、会計管理者又は契約権者を經由しなければならない。 (1)～(3) 略 2 略 3 <u>法第 243 条の 2 の 9 第 1 項各号</u>に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で指定するものは、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。 (1)～(5) 略

附 則

この規則は、令和 8 年 (2026 年) 9 月 24 日から施行する。

(揭示済み)

城陽市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則をここに公布する。

令和8年（2026年）7月3日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第30号

城陽市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。

第1順位 副市長 森田清逸

第2順位 副市長 曾和良広

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〈揭示済み〉



告

示



城陽市告示第73号

令和8年度の地籍調査事業を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）7月16日

城陽市長 村 田 正 明

1 事業計画が定められた年月日

令和8年（2026年）4月7日

2 調査を実施する者の名称

城陽市

3 調査地域

城陽市中の一部、富野の一部及び奈島の一部

4 調査期間

令和9年（2027年）3月31日まで

〈揭示済み〉

城陽市告示第75号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、令和8年第1回城陽市農業委員会臨時総会

を次のとおり招集します。

令和8年（2026年）8月3日

城陽市長 村 田 正 明

1 日 時 令和8年（2026年）8月10日（月）

午後1時30分

2 場 所 城陽市役所西庁舎4階 401・402会議室

3 付議事件

（1）農業委員会会長の選出について

（2）農業委員会会長職務代理者の選出について

（3）農地利用最適化推進委員の委嘱について

（4）議席の決定について

 訓 令 甲

城陽市訓令甲第 6 号

城陽市自動車事故処理委員会設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）7 月 3 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市自動車事故処理委員会設置規程の一部を改正する規程

城陽市自動車事故処理委員会設置規程（昭和 5 2 年城陽市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（委員会の調査事項等） 第 6 条 略 2 略 3 委員会は、前項の規定により審議した結果、 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8</u> の規定による職員の賠償責任によ るときは、監査委員に対し、その事実の有無を 監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求 めるよう市長に答申することができるものとす る。	（委員会の調査事項等） 第 6 条 略 2 略 3 委員会は、前項の規定により審議した結果、 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 9</u> の規定による職員の賠償責任によ るときは、監査委員に対し、その事実の有無を 監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求 めるよう市長に答申することができるものとす る。

附 則

この規程は、令和 8 年（2026 年）9 月 2 4 日から施行する。

（揭示済み）

公 告

城陽市公告第19号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から申請のあった農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次の場所において縦覧に供します。

令和8年（2026年）7月31日

城陽市長 村 田 正 明

縦覧場所 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
城陽市まちづくり活性部農政課

〈揭示済み〉

監 査 委 員

城陽市監査委員告示第 1 号

城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 3 日

城陽市監査委員 山 本 弘 之

城陽市監査委員 平 松 亮

城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱（令和 2 年城陽市監査委員告示第 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（監査等の目的） 第 4 条 監査等の目的は、次の各号に掲げる監査 等の種類に応じて、それぞれ当該各号に定め る とおりとする。 （1）～（8） 略 （9） 職員の賠償責任に関する監査 <u>法第 2 4 3</u> <u>条の 2 の 8 第 3 項</u>（公企法第 3 4 条において 準用する場合を含む。）の規定により監査し 、賠償責任の有無及び賠償額を決定すること 。 （10）～（15） 略 2 ・ 3 略	（監査等の目的） 第 4 条 監査等の目的は、次の各号に掲げる監査 等の種類に応じて、それぞれ当該各号に定め る とおりとする。 （1）～（8） 略 （9） 職員の賠償責任に関する監査 <u>法第 2 4 3</u> <u>条の 2 の 9 第 3 項</u>（公企法第 3 4 条において 準用する場合を含む。）の規定により監査し 、賠償責任の有無及び賠償額を決定すること 。 （10）～（15） 略 2 ・ 3 略

附 則

この要綱は、令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 2 4 日から施行する。

（揭示済み）

城陽市監査委員監査規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和8年（2026年）7月3日

城陽市監査委員 山 本 弘 之

城陽市監査委員 平 松 亮

城陽市監査委員規程第1号

城陽市監査委員監査規程の一部を改正する規程
城陽市監査委員監査規程（昭和50年城陽市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（監査等の種類） 第2条 監査等は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）その他法令の規定に基づいて行うものとし、次の種類に分けて行う。 （1）～（8） 略 （9）職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の8第3項</u>又は地方公営企業法第34条の規定による監査をいう。） （10）～（15） 略	（監査等の種類） 第2条 監査等は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）その他法令の規定に基づいて行うものとし、次の種類に分けて行う。 （1）～（8） 略 （9）職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の9第3項</u>又は地方公営企業法第34条の規定による監査をいう。） （10）～（15） 略

附 則
この規程は、令和8年（2026年）9月24日から施行する。

（揭示済み）



農 業 委 員 会

城陽市農業委員会告示第7号

城陽市農業委員会会議規則（昭和56年城陽市農業委員会会議規則第1号）第2条第1項の規定に基づき、令和8年第8回城陽市農業委員会定例総会を次のとおり招集します。

令和8年（2026年）8月3日

城陽市農業委員会

会 長 谷 則 男

1 日 時 令和8年（2026年）8月7日（金）

午後2時

2 場 所 城陽市役所西庁舎4階 403会議室

3 付議事件

（1）農地法の規定による各種申請及び届出の審議について

（2）その他について